

歯の相談室



北生協歯科 医師
久野 よし乃

Q

歯科でも「妊婦加算」を請求される
のですか？

A

歯科の保険診療では「妊婦加算」はありません。しかし妊娠中の治療には歯科でも特別な注意が必要になります。薬の処方やレントゲン撮影に関することから、治療姿勢や治療時間が母胎に負担をかけすぎないように行うなど、様々な配慮をして行います。

妊娠中はホルモンのバランスの変化や、つわりの影響で十分に歯磨きが行えないなどの理由で、歯周病が悪化しやすい状態になります。そのため、妊婦さんには保険診療で1か月に1度の歯面清掃が認められています。妊娠中であることを歯科医、歯科衛生士に伝えていただき、安心して治療を受けてください。

